

従来制度幼稚園や新制度移行幼稚園（認定こども園）の預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化を受けるためには「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

●新1号・新2号・新3号について

施設等利用給付認定	私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園は除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新1号	満3歳～5歳児が、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)の入園料、保育料部分の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定
新2号	保育を必要とする理由(下記)に該当する3歳～5歳児が、幼稚園(こども園)の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定
新3号	市民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由(下記)に該当する0～2歳児が幼稚園(こども園)の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定

<歳児について>

0～2歳児：年度当初の4月1日時点で0～2歳の子ども

3～5歳児：年度当初の4月1日時点で3～5歳の子ども

満3歳児：3歳の誕生日以後最初の3月31日までの子ども

●施設等利用給付認定に必要な書類について

【従来制度幼稚園】新1号認定

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法30条の4第1号）

【預かり保育・認可外保育施設等】新2号・新3号認定

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法30条の4第2号・第3号）
- ・保育の必要事由を確認するための資料及び該当する場合必要となる書類（下記参照）
- ・個人番号届出書、番号確認書類及び身元確認書類の写し（新3号のみ）

（家庭で保育ができないことを証明する書類）

家庭で保育ができない理由	提出する書類
①就労（会社等に勤務している）	就労証明書（会社・事業主が記入したもの）
②自営業・農業・内職をしている	就労証明書（自営業の方は、自身で記入）事業を確認できる書類（写し）例）個人事業の開廃業等届出書、確定申告書等）
③求職活動	誓約書※就労後、勤務証明書の提出を要しませ
④妊娠・出産（出産月の前後2か月）	母子手帳のコピー（出産予定日記入部分）または出産証明書
⑤就学（学校教育法に規定された学校等及び職業訓練校含む）	在学証明書
⑥保護者の疾病、障がい	診断書（町指定様式） または 障がい者手帳の写し
⑦保護者が同居の親族の介護・看護をしている	申立書 または障がい者手帳の写し及び申立書
⑧災害などのために保育ができない家庭	り災証明書 被災状況を証明する及び申立書
⑨育児休業中等で上の子の継続利用	就労証明書（育児休暇取得期間（予定日）と復職日を会社、事業主に記入してもらってください。）
⑩その他町が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類及び申立書

※入所する児童の父母・祖父母など65歳未満の同居者全員について、家庭で保育ができないことを証明する書類の提出をお願いします。

※上記以外の理由がある場合には、子育て支援課にお尋ねください。

【提出先】各園に提出してください。（各園で取りまとめて役場に提出）

※幼稚園利用の場合で、預かり保育を利用する（保育の必要性の事由が生じた）場合は新2号（新3号）への認定の変更が必要です。保育の必要性を証明する書類を確認の上、申請してください。

申請後、認定が変更後に預かり保育が無償化となります。

※利用を開始する前に必ず申請を行ってください。申請前に利用した預かり保育料、利用料は無償化の対象にはなりません。